

## 第 778 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 6 年 9 月 10 日（火） 11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 挨 拶 横浜税関 渡部 業務部長

4. 議 題

【議題 1】「原産地証明書に記載されている貨物を分割して輸入申告する場合の通関数量の確認手続の電子化について」【資料 1】

【議題 2】「ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置に伴う税関の対応について」【資料 2】

（業務部 通関総括第 1 部門 藺田 上席審査官）

【議題 3】「CPTPP 協定に基づく豚肉調製品（シンガポールを原産地とするもの）に係るセーフガードの発動について」【資料 3】

（業務部 通関総括第 3 部門 下山田 統括審査官）

【議題 4】「特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保の取扱い緩和措置」【資料 4】

（業務部 通関総括第 1 部門 藺田 上席審査官）

【議題 5】「令和 6 年上半期知的財産侵害物品の差止公表について」【資料 5】

（業務部 鈴木 知的財産調査官）

5. 事務局からの連絡事項等

次回第 779 回通関協議会は、10 月 15 日（火）11:00 の開催を予定しています。場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。



EPAで輸入

EPAで輸出／輸出相談

原産地規則とは

現在位置：[原産地規則ポータル](#) > 【お知らせ】原産地証明書に記載されている貨物を分割して輸入申告する場合の通関数量の確認手続の電子化について

## 原産地証明書に記載されている貨物を分割して輸入申告する場合の通関数量の確認手続の電子化について

2024年8月30日

2024年9月2日から、原産地証明書に記載されている貨物を分割して輸入申告する場合の通関数量の確認手続については、NACCSの汎用申請を利用して電子的に実施できるようになります。

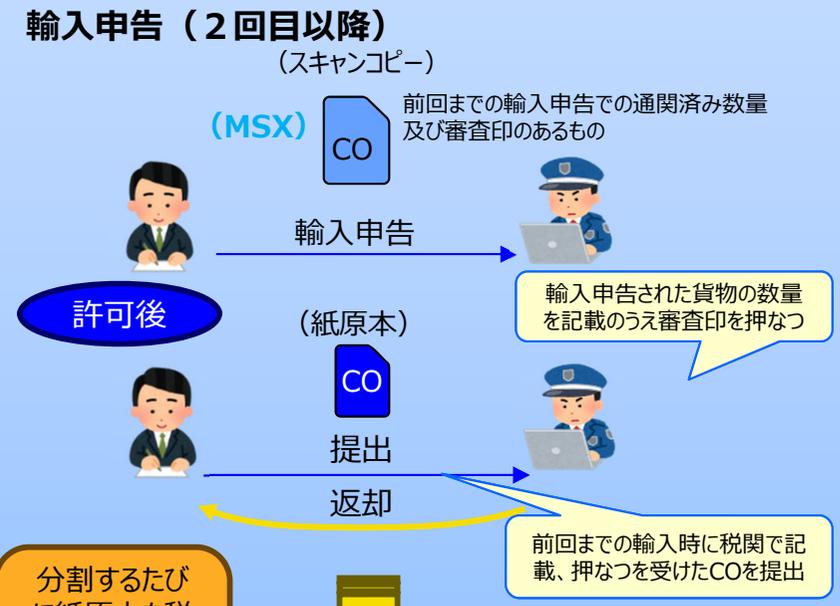
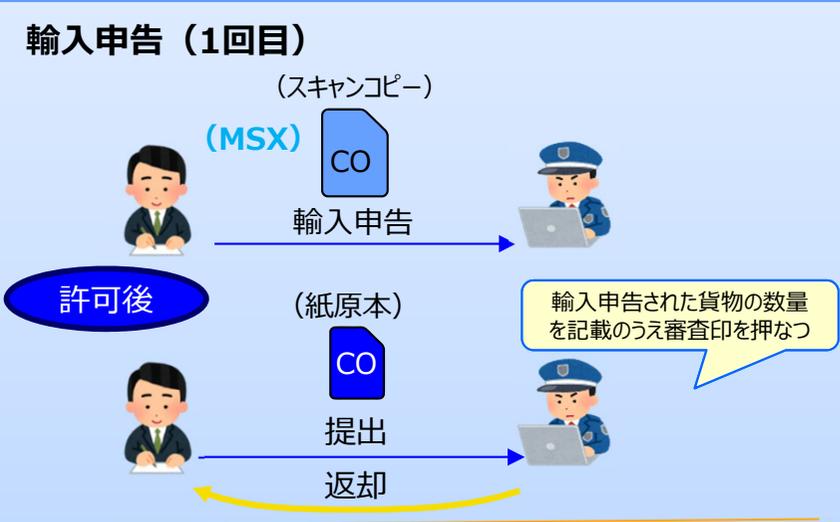
従来は、1通の原産地証明書に記載されている貨物を分割して輸入する場合には、通関数量の確認のため、最後の輸入申告受理税関以外の申告受理税関において紙の原産地証明書（原産地証明書がPDF等の電磁的記録により発給されている場合には、当該PDFを紙にカラー印刷したもの。以下同じ。）に、輸入申告された貨物数量の記入及び審査印の押なつを受けていただく必要がありました。今般の手続の電子化に伴い、2024年9月2日以降に汎用申請を利用して当該通関数量の確認の手続を行う場合には、紙の原産地証明書に対して輸入申告された貨物数量の記入及び審査印の押なつを受ける必要はなく、次回以降の輸入申告の際には当該原産地証明書と共に汎用申請を行った者に対して税関から配信される「許可・承認等通知情報」を前回までの輸入分全て提出していただくこととなります。なお、従前どおり紙の原産地証明書を提出し、輸入申告された貨物数量の記入及び審査印の押なつを受ける方法も引き続きご利用いただけます。

具体的な手続の方法については、NACCS掲示板に掲載されております電算関係税関業務事務処理要領の税関手続関連共通編第2章第2節の付表をご参照ください。本手続の手続種別コードは「G97」となります。

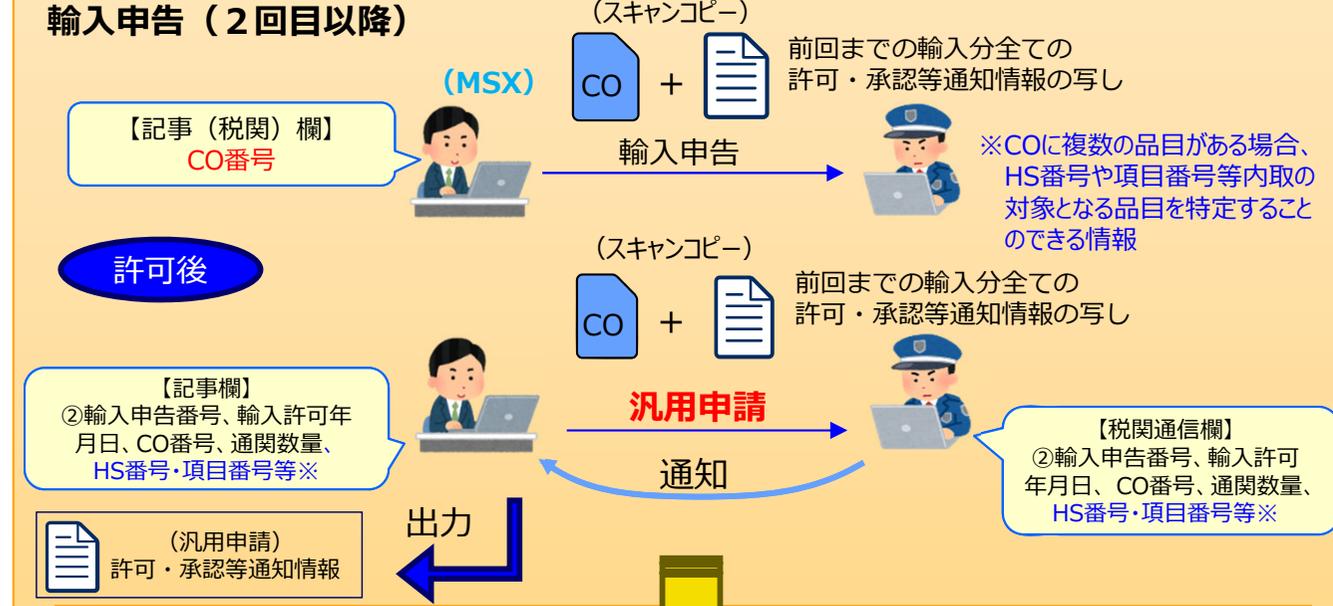
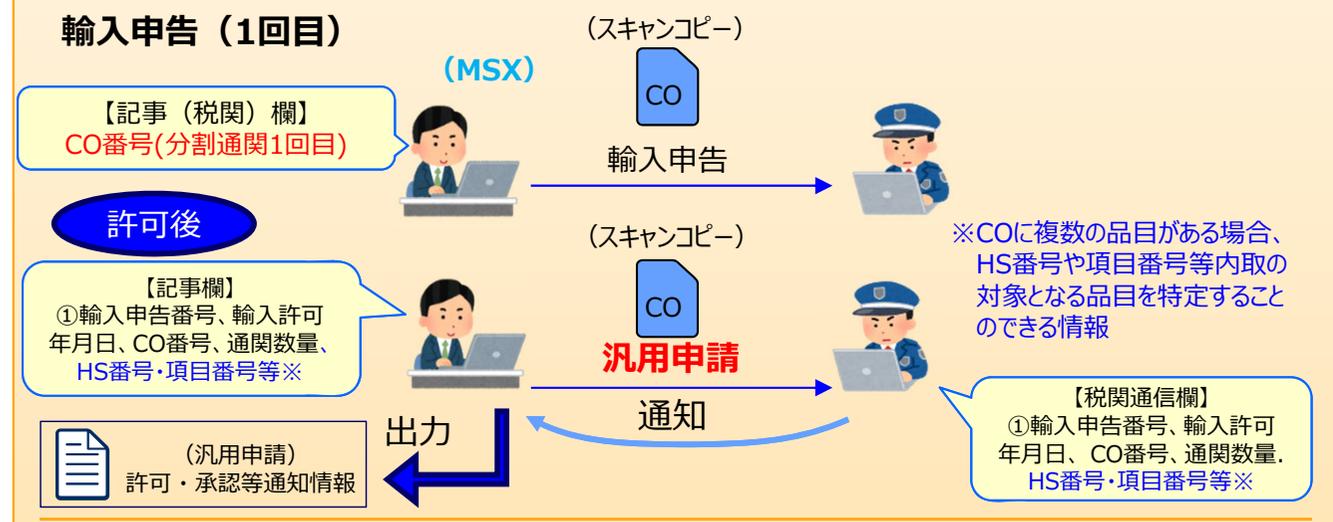
- [電算関係税関業務事務処理要領（NACCS掲示板（外部HP））](#)
- [分割通関時における原産地証明書（CO）の取扱いの電子化（イメージ）](#)
- [原産地証明書の内取の汎用申請に係るQ&A](#)

# 分割通関時における原産地証明書（CO）の取扱いの電子化（イメージ）

## 紙提出



## 電子的な提出



## ◆原産地証明書の内取の汎用申請に係るQ&amp;A

令和6年8月30日更新

No.	設問	回答
1	システム（汎用申請）を使用して裏落としを行う場合、汎用申請はいつまでに行う必要があるのでしょうか。	原産地証明書を使用する次の申告に間に合うタイミングで実施してください。
2	システム（汎用申請）を使用した裏落としは、原産地証明書ごとに分けて申請する必要があるのでしょうか。	内取りは申告単位ではなく原産地証明書単位で管理されることから、原産地証明書単位（一の原産地証明書につき、1件の汎用申請）で申請してください。
3	「記事」欄に輸入申告番号、輸入許可年月日、原産地証明書番号、通関した貨物の数量及び（COに複数の品目がある場合）HS番号や項目番号等内取の対象となる品目を特定することのできる情報を入力することになっていますが、ここでいうHS番号や項目番号は原産地証明書に記載されているものを入力するのでしょうか。	そのとおりです。 なお、HS番号と項目番号等が複数あり、いずれかの情報で内取の対象となる品目を特定できる場合は、いずれか一方の情報を記載いただくことで問題ございません。
4	「記事」欄に入力すべき事項が入りきらない場合等により、別紙で管理を行いたい場合、どのような取り扱いになるのでしょうか。	「記事」欄に「別紙のとおり」と入力し、「記事」欄に記載すべき事項（輸入申告番号、輸入許可年月日、原産地証明書番号、通関した貨物の数量及び（COに複数の品目がある場合）HS番号や項目番号等内取の対象となる品目を特定することのできる情報）を記載した裏落とし表等を添付して申請をしてください。 その場合、その後の輸入申告時には原産地証明書、「許可・承認等通知情報」と併せて当該裏落とし表等を提出していただく必要があります。
5	輸入許可後、事後の調査等により輸入申告におけるHSコードが変更になった場合、「許可・承認等通知情報」の「税関通信欄」に記載されたHS番号の訂正は必要でしょうか。	汎用申請の記事欄等に入力頂くHS番号（項目番号等）は原産地証明書の記載内容に沿ったものとなります。 したがって、許可後に輸入申告におけるHSコードが変更となったとしても、それをもって原産地証明書の内取りの訂正が必要というものではありません。

## 改正後

「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-

第1章 (省略)

第2章 共通事項

第1節 (省略)

第2節 汎用申請関係手続

システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第21節(国際観光旅客税納付関係手続)を参照すること。

1から4まで (省略)

【付表】汎用申請対象手続一覧(手続別特記事項)

【監視関係】 (省略)

【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】

官署制限：申請官署制限手続

時間外：時間外執務要請届が必要な手続

手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続

通関士：通関士審査必要手続(申請を代理する場合に限る。)

申請手続種別 コード	手続名称	官署 制限	時間 外	手 数 料 等	通 関 士	特記事項
(省略)						
G89	事前教示回答書(変更通知書) (減免税回答用)意見の申出					申請する場合は、必要に応じて次のものを提出する。 ① 見本又はこれに代わる写真 ② 図面 ③ その他参考事項 ④ 補足説明書(商品説明が不足していると指摘された場合に限る。)
G97	原産地証明書の貨物を分割して輸入する場合の通関数量の確認手続					<u>1 原産地証明書に記載された貨物を分割して輸入しようとする輸入申告の際に、「輸入申告事項登録」業務(業務コード：IDA)の「記事(税関)」欄に当該原産地証明書の証明番号を入力する。1回目の分割輸入の場合には、1回目である旨も併せて入力する。</u> <u>2 上記1の輸入申告の許可後、「汎用申請」業務(業務コード：HYS)の</u>

## 改正前

「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-

第1章 (同左)

第2章 共通事項

第1節 (同左)

第2節 汎用申請関係手続

システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第21節(国際観光旅客税納付関係手続)を参照すること。

1から4まで (同左)

【付表】汎用申請対象手続一覧(手続別特記事項)

【監視関係】 (同左)

【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】

官署制限：申請官署制限手続

時間外：時間外執務要請届が必要な手続

手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続

通関士：通関士審査必要手続(申請を代理する場合に限る。)

申請手続種別 コード	手続名称	官署 制限	時間 外	手 数 料 等	通 関 士	特記事項
(同左)						
G89	事前教示回答書(変更通知書) (減免税回答用)意見の申出					申請する場合は、必要に応じて次のものを提出する。 ① 見本又はこれに代わる写真 ② 図面 ③ その他参考事項 ④ 補足説明書(商品説明が不足していると指摘された場合に限る。)
						<u>(新規)</u>

改 正 後					改 正 前				
				<p>「記事」欄に1の原産地証明書の証明番号、輸入申告番号、輸入許可年月日、通関数量及び当該原産地証明書に複数の品目が記載されている場合には本手続を行う品目の項目番号又はHS番号を入力するとともに、原産地証明書の写しを添付する。</p> <p>なお、入力事項を「記事」欄に全て入力することができない場合等には、「記事」欄には「別紙のとおり」と入力したうえで「記事」欄に記載すべき事項について任意の様式に記載して添付して差し支えない。</p> <p>3 「許可・承認等通知情報」(出力情報コード:CAL0061)の「税関通信欄」欄に確認した内容が記載され、通知される。</p> <p>4 次回の輸入申告の際に、原産地証明書と共に上記3の「許可・承認等通知情報」を提出する。</p> <p>5 原産地証明書の貨物を複数回に分割して輸入する場合には上記1から4までを繰り返すこととなるが、その際、各輸入申告及び本手続においてはそれまでの全ての「許可・承認等通知情報」を提出する。</p>					
T07	通関業許可申請	●		<p>1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。</p> <p>2 事前に申請先税関の通関業監督官部門に確認の上で申請する。</p> <p>3 申請時に、通関業法施行規則第1条各号に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者(法人である場合はその役員及び営業所の責任者に限る。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CDR/RWに限る。)その他適宜の方法により提出する。</p>	T07	通関業許可申請	●		<p>1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。</p> <p>2 事前に申請先税関の通関業監督官部門に確認の上で申請する。</p> <p>3 申請時に、通関業法施行規則第1条各号に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者(法人である場合はその役員及び営業所の責任者に限る。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CDR/RWに限る。)その他適宜の方法により提出する。</p>

改正後

(省略)

【知的財産関係】 (省略)

【保稅関係】 (省略)

【特例輸入者・特定保稅承認者・特定保稅運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通關業者関係】 (省略)

【調査関係】 (省略)

第3節から第23節まで (省略)

第3章 (省略)

第4章 (省略)

改正前

(同左)

【知的財産関係】 (同左)

【保稅関係】 (同左)

【特例輸入者・特定保稅承認者・特定保稅運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通關業者関係】 (同左)

【調査関係】 (同左)

第3節から第23節まで (同左)

第3章 (同左)

第4章 (同左)

令和6年9月  
横浜税関業務部

関係者 各位

ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置  
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を実施することが決定され、令和6年3月1日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

当該閣議了解に基づき、令和6年5月10日より1個（粒）あたりの重量が1カラット以上のロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドが輸入の禁止措置の対象となっておりますが、今般、重量の閾値を0.5カラットに引き下げる措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示が令和6年10月2日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和6年9月2日財関第843号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸入禁止措置に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、併せて経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和6年9月2日財関第843号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R06z843.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153

CPTPP 協定に基づく豚肉調製品（シンガポールを原産地とするもの）に係るセーフガードの発動について

NACCS 掲示板からの転載（公開日 2024 年 07 月 31 日）

【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項の規定に基づき、**令和 6 年 8 月 1 日（木）から令和 7 年 3 月 31 日（月）までの間**、CPTPP 協定の豚肉調製品（シンガポールを原産地とするもの）に対するセーフガードが発動されます。本セーフガード発動に伴い、令和 6 年 8 月 1 日（木）付で、業務コード集の一部が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

なお、業務コード集の更新につきましても、同日に行いますのでご留意願います。

「30. 原産地証明書識別」（共通）

原産地（申告）種別（1 桁目及び 2 桁目）

コード	コード内容	修正区分
1S	CPTPP 品目別セーフガード用国別コード（シンガポール）	新設

本セーフガードに係る輸入申告等をする場合、**NACCS 用品目コードは業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中「暫定法第 7 条の 8 発動時における発動対象国のもの」、原産地（申告）種別コードは業務コード集「原産地証明書識別」中「CPTPP 品目別セーフガード用国別コード（シンガポール）」の「1S」を使用いただくこととなりますので、十分ご注意願います。（CPTPP 協定の豚肉調製品で原産地がシンガポールでないものについては「その他のもの」を使用してください。）**

※暫定法第 7 条の 8 発動時の NACCS 用品目コードについては令和 6 年 8 月 1 日（木）から使用可能となります。

本セーフガード発動に係る対象品目の詳細につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

なお、本セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、同期間終了後に CPTPP 協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、**NACCS 用品目コードは「その他のもの」、原産地（申告）種別コードは CPTPP 協定の「TP」**を使用して、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

以下参考

CPTPP 協定の豚肉調製品（シンガポールを原産地とするもの）に係るセーフガードの発動後は、CPTPP 協定の付録に定められた税率が適用される。

【税率】

・分岐点価格以下

0210.11-010、0210.12-010、0210.19-010、0210.99-011、1602.41-011、1602.42-011、1602.49-210

[現行] {課税価格 × (1.014 - 102.91/897.59) + 102.91 円} - 課税価格 (円/kg)

[発動後] {課税価格 × (1.051 - 368.91/897.59) + 368.91 円} - 課税価格 (円/kg)

・分岐点価格超

0210.11-020、0210.12-020、0210.19-020、0210.99-019、1602.41-019、1602.42-019、1602.49-220

[現行] 1.4%

[発動後] 5.1%

【分岐点価格】

897.59 円/KG

# AEOnews

## 特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保の取扱い緩和措置

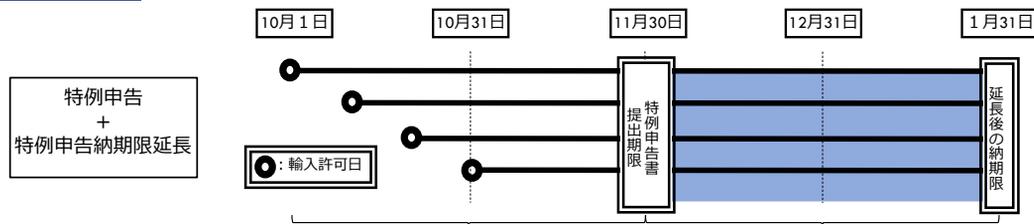
平素より税関行政にご協力いただきありがとうございます。

今般、関税法等の一部が改正され、令和6年10月1日以降、輸入手続の利便性向上を目的として「**特例輸入者による特例申告の納期限延長において必須とされている担保について、関税等の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求める取扱いに緩和**」されることとなりました。

(関税法等の一部改正概要：令和6年法律第9号)

<https://www.customs.go.jp/kaisei/horitsu.htm>

### 特例輸入者



現行制度

保全担保

必要担保

改正法施行後  
(本年10月1日から)

保全担保

緩和により  
保全担保化

(AEOに関するお問い合わせ先)

函館税関 0138-40-4254

東京税関 03-3599-6343

横浜税関 045-212-6125

名古屋税関 052-654-4169

大阪税関 06-6576-3391

神戸税関 078-333-3071

門司税関 050-3530-8312

長崎税関 095-828-8801

沖縄地区税関 098-862-9291



# 関税法基本通達等の一部改正について (特例申告納期限延長に係る担保の取扱い緩和関係)

令和6年10月1日の施行開始に向けた具体的な運用等について、関税法基本通達等の一部が改正されましたので、お知らせします。

(関税法基本通達等の一部改正について(令和6年6月28日財関第599号))

<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2024tsutatsu/2024tsutatsu599/index.html>

特例申告納期限延長に係る担保の提供を求めることとなる要件はどのようなものですか。

特例申告納期限延長に係る担保の提供要件は、特例申告に係る担保の提供要件と同様となります(関税法基本通達7の8-1及び9の2-4参照)。  
基本的に、特例申告に係る担保提供が必要と判断された場合は、併せて特例延納に係る担保提供も必要となります。  
改正内容もご確認の上、ご不明な点等があれば御社のAEO担当にご連絡ください。

特例申告納期限延長の担保の提供が必要でなくなれば、担保の提供額や種類等について変更することを検討しています。

各事業者が現在提供している担保によって、手続きが異なりますので、担保に関するお問い合わせは、各関収納担当にお願いします。

特例輸入者の皆様に、改めて以下についてご案内します。  
引き続きご協力をお願いします！

特例輸入者の皆様の財務状況を確認させていただく必要があるため、決算時(四半期決算を行っている場合は当該四半期決算を含む。)には、自らご確認の上、速やかに財務諸表等の提出をお願いします。

(AEOに関するお問い合わせ先)

函館税関 0138-40-4254

東京税関 03-3599-6343

横浜税関 045-212-6125

名古屋税関 052-654-4169

大阪税関 06-6576-3391

神戸税関 078-333-3071

門司税関 050-3530-8312

長崎税関 095-828-8801

沖縄地区税関 098-862-9291



令和6年9月  
横浜税関

関係者 各位

令和6年上半期（1月～6月）の横浜税関におけるコピー商品などの知的財産侵害物品の差止状況を公表しました。

税関ホームページにも掲載してありますので、ぜひご覧ください。

[https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai\\_sashitome\(yokohama\)\\_R6kamiki.pdf](https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai_sashitome(yokohama)_R6kamiki.pdf)



横浜税関は、全国の税関別で令和元年以降6年連続第1位となる7,917件（過去最多を更新しました）の知的財産侵害物品の輸入を差止めました。

消費者の安全・安心に関わる差止物品の例（公表資料から抜粋）

【化粧品】



【香水】



【電動ドライバー】



知的財産侵害物品の大半は国際郵便で送られてくるものですが、海上貨物や航空貨物からも色々な知的財産侵害物品が発見されています。

輸出入申告の際は、商品の画像や絵型等の参考資料を添付していただくなど、知的財産侵害物品の取締りにご理解とご協力を賜りますとともに、消費者の立場からもニセモノは買わない・使わない・騙されないよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

業務部知的財産調査官

045-212-6116